



科発 1025 第 1 号  
令和 5 年 1 月 25 日

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生(支)局长

} 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課  
( 公印省略 )

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令の公布・施行について(通知)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第十三号)及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令(令和五年内閣府・厚生労働省令第一号)が本日付で公布・施行されたところである。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安保推進法」)附則第5条の規定による国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成16年法律第135号)の改正により、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「医薬健栄研」という。)の業務の範囲に安定供給確保支援独立行政法人の業務が追加され、また医薬健栄研に、経済安保推進法第43条第1項に規定する安定供給確保支援独立行政法人基金(以下「基金」という。)を設けることとされた。

これに伴い、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令(平成16年政令第356号。以下「医薬健栄研法施行令」という。)に、基金に当たられる補助金を国庫に納付する場合の当該納付金の納付の手続等を定め、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成27年内閣府・厚生労働省令第4号。以下「医薬健栄研財会命令」という。)において、医薬健栄研の業務方法書の記載事項として新たに安定供給確保支援独立行政法人の業務に関する事項を追加するとともに、医薬健栄研法施行令及び医薬健栄研財会命令において、その他所要の規定の整備を行った。

各自治体におかれでは、貴管下市区町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

## 記

第1 基金に当たられる補助金を国庫に納付する場合の当該納付金の納付の手續等に係る規定の新設

- 1 医薬健栄研は、厚生労働大臣から命令を受けたときは、厚生労働大臣がしている期日までに、基金の額のうち厚生労働大臣が定める額を納付金として、国庫に納付しなければならないこととした。 (医薬健栄研法施行令第1条第1項)
- 2 厚生労働大臣は、当該納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととした。 (医薬健栄研法施行令第1条第2項)
- 3 納付金は、一般会計に帰属することとした。 (医薬健栄研法施行令第1条第3項)

## 第2 医薬健栄研の業務方法書の記載事項の追加

医薬健栄研の業務方法書の記載事項として新たに安定供給確保支援独立行政法人の業務に関する事項を追加することとした。

## 第3 その他所要の改正

条ずれによる条項目の技術的整理を行った。

○ 内閣府令第一号  
厚生労働省

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令

（平成二十七年 内閣府令第四号）の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 加藤 勝信

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命

令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令

（平成二十七年 内閣府令第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法第十五条第一項第三号に規定する安定供給確保支援業務に関する事項</p> <p>四 (略)</p> <p>五 五十一 (略)</p> <p>(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)</p> <p>第十九条 令第十二条第一項(令附則第九条(令附則第十一条において適用する場合を含む。)において適用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第四条 研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十五条第一項第二号に規定する業務に関する事項 (新設)</p> <p>三 法第十五条第一項第四号及び第五号に規定する調査及び研究に関する事項</p> <p>四 五十 (略)</p> <p>(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)</p> <p>第十九条 令第十二条第一項(令附則第九条(令附則第十二条において適用する場合を含む。)において適用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める書類は、承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。</p>

## 附 則

この命令は、公布の日から施行する。



（傍線部分は改正部分）

改	正	案	現	行
<p>（法第十五条の三第三項の規定による納付金の納付の手続等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十五条の三第三項の規定による命令を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する基金の額のうち研究所が当該基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を、同条第三項の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）として国庫に納付しなければならない。</p> <p>2   厚生労働大臣は、前項の規定により納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3   納付金は、一般会計に帰属する。</p>	<p>（新設）</p>			

  

（積立金の処分に係る承認の手続）				
<p>第二条 研究所は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十八条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における法第十五条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中長期目標の期間の次の中長期</p>	<p>（積立金の処分に係る承認の手続）</p> <p>第一条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期</p>			

の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

2 一・二 (略)

第三条～第五条 (略)

附 則

(承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続及び国庫納付金の納付手続等)

第九条 承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手續並びに国庫納付金の納付手続、納付期限及び帰属する会計（次条及び附則第十二条において「納付手続等」という。）については、第二条から第五条までの規定を準用する。この場合において、第二条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「法附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、第二条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一项第五項に規定する承継業務」と、第三条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第三項」と、第五条中「一般会計」とあるのは「財政投融資特別会計の投資勘定」と読み替えるものとする。

2 一・二 (略)

第二条～第四条 (略)

附 則

(承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手續及び国庫納付金の納付手続等)

第九条 承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手續並びに国庫納付金の納付手続、納付期限及び帰属する会計（次条及び附則第十二条において「納付手続等」という。）については、第一条から第四条までの規定を準用する。この場合において、第二条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（以下「法」という。）附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一项第五項に規定する承継業務」と、第三条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第三項」と、第五条中「一般会計」とあるのは「財政投融資特別会計の投資勘定」と読み替えるものとする。

目標の期間における法第十五条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十八条第一項の規定による承認を受けなければならない。

(承継勘定に係る毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第十条 承継勘定に係る毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付手続等については、前条において準用する第三条から第五条までの規定を準用する。この場合において、前条において準用する第三条第一項及び第四条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

(承継勘定に係る毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第十条 承継勘定に係る毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付手続等については、前条において準用する第二条から第四条までの規定を準用する。この場合において、前条において準用する第二条第一項及び第三条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

政令第十三号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条第一項中「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）」を「研究所」に、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の二条を加える。

（法第十五条の三第三項の規定による納付金の納付の手続等）

第一条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号。以下「法」という。）第十五条の三第三

項の規定による命令を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する基金の額のうち研究所が当該基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要ないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を、同条第三項の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）として国庫に納付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 納付金は、一般会計に帰属する。

附則第九条中「第一条から第四条まで」を「第二条から第五条まで」に、「第一条第一項」を「第二条第一項」に、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（以下「法」という。）」を「法」に、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第八条第一項」とあるのは「法」を「第十八条第一項」とあるのは「」に、「法第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第四条中」を「第五条中」に改める。

附則第十条中「第二条から第四条まで」を「第三条から第五条まで」に、「第一条第一項及び第三条」を「第三条第一項及び第四条」に改める。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。